

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱

制定
18企第381号
平成19年3月30日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成19年8月1日	19企第103号
改正	平成20年4月1日	19企第277号
改正	平成20年7月31日	20企第84号
改正	平成22年4月1日	21農振第2436号
改正	平成23年4月1日	22農振第2255号
改正	平成24年4月6日	23農振第2691号
改正	平成25年2月26日	24農振第2131号
改正	平成25年4月1日	24農振第2638号
改正	平成27年2月3日	26農振第1724号
最終改正	平成27年4月9日	26農振第2041号

第1 通則

農林水産大臣は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づく交付金（以下「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

第1に規定する農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、予算科目における農山漁村活性化対策整備交付金のうち農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金（以下「農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金」という。）及び農山漁村活性化対策推進交付金のうち農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金（以下「農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金」という。）をいう。

第3 交付額

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第4の1の(1)の交付対象事業別概要に定められた事業に要する経費及びこれに対する交付額算定交付率は、別表に定めるとおりとする。

第4 流用の禁止

別表中交付金種別の欄に掲げる農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金及び農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金を相互に流用してはならない。

第5 交付限度額

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付限度額は、実施要綱第6の2に規定する交付金の額の限度（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）第4の5に基づき交付限度額が変更された場合は、その交付限度額）とする。

第6 単年度交付額

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の年度ごとの交付額（以下「単年度交付額」という。）は、活性化計画ごとに、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付対象事業ごとに「交付限度額} \times A - B\text{」により算出した額の合計額$$

A : 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進ちょく率の見込み

B : 前年度末までに交付された農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の総額

進ちょく率：交付対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

- 2 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付後、進ちょく率に変更があった場合、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

第7 交付申請

適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式

は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣。第12のただし書を除き、以下「地方農政局長」という）に提出するものとする。

- 2 都道府県又は市町村は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付額算定交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第8 交付申請書の提出期限

規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長が毎年度別に定める日までとする。

第9 交付申請の変更

都道府県又は市町村は、規則第3条第1号の規定により地方農政局長の承認を受けようとする場合は、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第10 軽微な変更

規則第3条第1号イ又はロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業メニューの新設又は廃止

第11 事業遂行状況の報告

都道府県又は市町村は、規則第3条第2号の規定により地方農政局長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第12 事業遂行状況報告書の提出期限

適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、正副2部を当該年度の1月31日までに、地方農政局長に提出しなければならない。ただし、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長）が別に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

第13 実績報告

規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

- 2 第7第2項ただし書により交付の申請をした都道府県又は市町村は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第7第2項ただし書に該当した各事業主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7第2項ただし書により交付の申請をした都道府県又は市町村は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第15条の規定に基づき交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

第14 財産の管理

施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、それぞれ1件当たりの取得価額が50万円以上のものとする。

第15 関係書類の保管

規則3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならぬ。

第16 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件

都道府県及び市町村は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱の他の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県及び市町村は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、本要綱の他の規定に準ずる条件のほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付対象事業者は、間接交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、間接交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は

不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
(2)間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止の措置等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知）及び元気な地域づくり交付金交付要綱（平成17年4月1日16農振第2367号農林水産事務次官依命通知）（以下「元気な地域づくり交付金実施要綱等」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、元気な地域づくり交付金実施要綱等の規定に基づき実施され、この要綱の施行後も実施することを予定している事業については、元気な地域づくり交付金実施要綱等の規定は、なお効力を有する。
- 4 強い水産業づくり交付金実施要綱の一部改正（平成19年3月29日付け18水管第4086号農林水産事務次官依命通知）による改正前の強い水産業づくり交付金実施要綱（平成17年3月23日付け16水港第3235号農林水産事務次官依命通知。以下「改正前実施要綱」という。）別表の3の(2)及び(3)の漁村コミュニティ基盤整備を行う事業のうち、この要綱の施行前に改正前実施要綱及び強い水産業づくり交付金交付要綱の一部改正（平成19年3月29日付け18水管第4085号農林水産事務次官依命通知）による改正前の強い水産業づくり交付金交付要綱（平成17年3月23日付け16水港第3236号農林水産事務次官依命通知。以下「改正前交付要綱」という。）の規定に基づき実施され、この要綱の施行後も実施することを予定している事業については、改正前実施要綱及び改正前交付要綱の規定を適用する。
- 5 3の規定によりなおその効力を有することとされる元気な地域づくり交付金実施要綱等並びに前項の規定により適用される改正前実施要綱及び改正前交付要綱の規定に基づく交付金の交付は、第1の規定の適用については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱の一部改正（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）による改正前の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

2 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知。以下「地域自主交付要綱」という。）の別表1の2に掲げる農山漁村活性化対策整備に関する事業について、地域自主交付要綱の第3の4の規定により、次年度の単年度交付限度額の算定において調整することとした事業について、平成25年度において本交付金を充てて実施しようとする場合、第6の2の規定により平成25年度以降に調整するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

別表

交付金種別	経 費	交付額算定交付率
1 農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金	<p>(1) 事業費</p> <p>① 実施要綱の別表の(1)の生産基盤及び施設の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>② 実施要綱の別表の(2)の生活環境施設の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>③ 実施要綱の別表の(3)の地域間交流拠点の整備に関する事業の実施に要する経費</p> <p>④ 実施要綱の別表の(4)のその他省令で定める事業に関する事業（遊休農地解消支援を除く）の実施に要する経費</p> <p>⑤ 実施要綱の別表の(5)の(1)から(4)の事業と一体となって実施する事業事務の実施に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費</p> <p>① 都道府県附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p> <p>② 市町村等附帯事務費 (1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費</p>	<p>実施要綱の別表の(1)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(定額、3/10、1/3、4/10、4.5/10、1/2、5.5/10、6/10))</p> <p>実施要綱の別表の(2)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(1/2、5.5/10、6/10))</p> <p>実施要綱の別表の(3)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(3/10、1/2、5.5/10))</p> <p>実施要綱の別表の(4)に掲げる事業の交付額算定交付率(定額(定額、1/2、5.2/10、5.5/10、6/10))</p> <p>一体となって実施する上記①から④の事業の交付率と同率。 ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については定額(1/2)とする。</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>
2 農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金	<p>① 実施要綱の別表の(4)に掲げる遊休農地解消支援の実施に要する経費</p> <p>② 実施要綱別表の(5)に掲げる創意工夫発揮事業の実施に要する経費</p>	<p>実施要綱の別表の(4)に掲げる遊休農地解消支援の交付額算定交付率(定額(1/2以内))</p> <p>一体となって実施する上記の①の事業の交付額算定交付率と同率</p>

別記様式第1号（第7関係）

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日地方農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産大臣)都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱第7の規定に基づき、 円を交付されたく申請する。

記

1 事業の目的

2 収支予算書

区分	本年度 事業費	本年度 交付額	都道府県費	市町村費	その他	備考
1 農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金						
合 計						

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増 減		備 考
			増	減	
1 農山漁村活性化プロジェクト 支援整備交付金	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化プロジェクト 支援推進交付金					
合 計					

予算議決（又は予算議決予定） 平成 年 月 日

3 地地区別事業内容及び配分表 (別紙1及び2のとおり)

4 事 業 の 完 了 予 定 平成 年 月 日

5 添 付 書 類 都道府県又は市町村の交付金の交付規程又は要綱

別記様式第2号（第9関係）

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
(北海道にあっては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定の通知があった事業の実施について、下記の理由により収支予算等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

（注）金額に変更がない場合は〔 〕の部分を除く。

記

変更の理由及び内容

- （注）1 上記「関係書類」は、別記様式第1号の2の収支予算書及び3の地区別事業内容及び配分表の様式に準じ作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。
なお、地区別事業内容及び配分表の変更がない市町村分は「その他変更がない市町村分」として一括して記載して差し支えない。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

別記様式第3号（第12関係）

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局长 殿
(北海道にあっては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定の通知があった事業の遂行状況について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況

区分	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業費(A)	交付額	事業費(B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合計						

2 事業の完了予定期日 平成 年 月 日

別記様式第4号（第13関係）

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局长 殿
(北海道にあっては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定の通知があつた農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、下記のとおり実施したので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱第13第1項の規定に基づき、報告する。
(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)

記

1 事業の目的

2 収支精算 (別紙3、4、5、6及び7のとおり)

3 事業の成果 (別紙1及び2のとおり)

4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

- (注) 1 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別紙3の(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
2 別記様式第6号の財産管理台帳及び各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。

別記様式第5号（第13第3項関係）

平成 年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿
(北海道にあっては農林水産大臣)

都道府県知事 氏 名 印
(市町村長 氏 名 印)

平成 年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定の通知があった農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱第13第3項に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
- 4 交付金返還相当額 (3 - 2)

(注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。
- 6 当該交付金に係る仕入に係る消費税相当額がない場合、その理由を記載
(注) 記載内容の確認のため、都道府県又は市町村並びに事業主体毎に以下の資料を添付すること。
なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の
受印等のあるもの）及び損益計算書、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書
(簡易課税用) の写し（税務署の受印等のあるもの）
- ・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割
合を確認できる資料

別記様式第6号（第15条）

財産管理台帳

地区名	事業実施主体	名称	形状 寸法	数量	単価	取得金額	交付金 (国費相当額)	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用年数	処分制限年月日	処分の類別	処分年月日	交付金返還額	
					円	円	円					円	
合計													

注1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施工期間を記載する。

2 交付金欄には、別記様式第4号の別紙5による精算交付額（国費相当額）を（ ）書きで記入する。なお、当該施設の処分等に当たって国費の返還を必要とする場合は当該国費相当額により返還額を算定することとする。

別記様式第7号（第16関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔間接交付対象事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

別紙1 地区別事業内容及び配分表(農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金)

1 記入にあたっては、実施要領参考様式1の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について」によること。

2 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること。

³ 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け第44農地第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあっては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。(ただし、実績報告書提出時にのみ添付すること。)

別紙2 地区別事業内容及び配分表(農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金)

記入にあたっては、実施要領参考様式1の「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について」によること。

2 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること

収支精算書

区分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備考
1 農山漁村活性化プロジェクト 支援整備交付金	円	円	円	円	円	
(1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費						
2 農山漁村活性化プロジェクト 支援推進交付金						
合計						

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 農山漁村活性化プロジェクト 支援整備交付金	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化プロジェクト 支援推進交付金					
3 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 農山漁村活性化プロジェクト 支援整備交付金	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化プロジェクト 支援推進交付金					
合計					

別紙4 交付金精算

区分	本年度 交付 決定額	本年度 精算 事業費	精算 交付額	概算払 受領額	差引交付額 未受領(返還)額	備考
1 農山漁村活性化プロジェクト 支援整備交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費	円	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化プロジェクト 支援推進交付金						
合計						

(注) 1 1の(1)及び2の精算交付額の欄には、別紙5により算出した精算交付額を記載すること。

別紙5 精算交付額（別紙4中1の(1)及び2）

区分	全 体 事 業 費	付 付 額 算 定 付 付 率	付 付 限 度 額 (付 付 金 要 望 額)	本 年 度 末 進 ち ょ く 率	前 年 度 ま で の 交 付 済 み の 総 額	本 年 度 執 行 事 業 費	单 年 度 精 算 付 付 額	本 年 度 交 付 决 定 額	次 年 度 以 降 调 整 額	精 算 交 付 額 (国 貹 相 当 額)	備 考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)			
1 農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金 (1) 事業費	円	%	円	%	円	円	円	円	円	円	
○○ △△ □□											
合 計											
2 農山漁村活性化プロジェクト支援推進交付金											
○○ △△ □□											
合 計											

- (注) 1 施設等ごとの内訳についても記載すること。
 2 「前年度までの交付済みの総額（C）」は、前年度までの「精算交付額（国費相当額）（H）」の合計を記入する。
 3 「单年度精算交付額（E）」は、交付限度額（交付金要望額が交付限度額を下回る場合は交付金要望額）（A）×本年度末進ちょく率（B）－前年度までの交付済みの総額（C）の算式により求めるものとする。
 4 「次年度以降調整額（G）」は、第6第2項による額を記載するものとする。ただし、次年度以降調整額の合計額は本年度交付決定額（F）－单年度精算交付額（E）の合計額の範囲内とする。
 5 「精算交付額（国費相当額）（H）」は单年度精算交付額（E）＋次年度以降調整額（G）とする。
 6 「本年度交付決定額（F）」、「次年度以降調整額（G）」の施設等ごとの内訳については、実際の配分額、調整額を記入する。なお、国費の返還が必要となった場合は、「精算交付額（国費相当額）（H）」により返還額を算定することとする。

別紙6 附帯事務費

区分	事業費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備考
1 都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○	円	円	円	円	円	
2 市町村等附帯事務費 ○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ ○○町 ○○○ ○○○ ○○土地改良区 ○○○						
合 計						

別紙7 工事雑費

地 区 名	事業実施主体	事 業 費	工 事 雜 費	備 考
○○地区	○○市 ○○土地改良区	円	円	
○○地区	○○土地改良区			
合 計				